

収入基準確認

① 一般階層

合計所得から公営住宅法で定める控除額を差し引いた所得額を12で割った額(月額所得)が158,000円以下(収入分位1~4)であることが条件になります。

② 裁量階層

60歳以上世帯、障がい者等世帯、小学校就学前の子どもがいる世帯は、214,000円以下(収入分位1~6)になります。

公営住宅法で定める控除額

同居親族および別居の扶養親族・・・1人につき38万円

特定扶養親族(満16歳以上、満23歳未満で、所得が48万円以下の方)・・・1人につき25万円

老人控除対象配偶者または老人扶養親族・・・1人につき10万円

特別障害者(1・2級、療育手帳A)・・・1人につき40万円

障害者、寡婦・・・1人につき27万円(所得金額が27万円未満である場合には、その金額)

未婚のひとり親・・・1人につき35万円(所得金額が35万円未満である場合には、その金額)

※所得税法の改正により、入居者または同居者に給与所得または公的年金等に係る雑所得を有する者がある場合、その者1人につき10万円を追加で控除します。(10万円未満である場合には、その金額)

※世帯主以外の所得がある同居親族(税法上では所得が多くて扶養にならない親族も含む)、および別居の扶養親族についても、扶養親族として控除額を計上できます。

● 所得要件に該当するかの判断は、次の表を参考にしてください。

【一般階層】 公営住宅法で定める控除後の月額所得が158,000円以下

扶養親族数	年間給与収入(A)	年間合計所得(B)
0人	2,967,999円以下	1,896,000円以下
1人	3,511,999円以下	2,276,000円以下
2人	3,995,999円以下	2,656,000円以下
3人	4,471,999円以下	3,036,000円以下
4人	4,947,999円以下	3,416,000円以下

【裁量階層】 公営住宅法で定める控除後の月額所得が214,000円以下

扶養親族数	年間給与収入(A)	年間合計所得(B)
0人	3,887,999円以下	2,568,000円以下
1人	4,363,999円以下	2,948,000円以下
2人	4,835,999円以下	3,328,000円以下
3人	5,311,999円以下	3,708,000円以下
4人	5,787,999円以下	4,088,000円以下

年間給与収入(A)は、世帯内で1人だけ所得がある場合の表です。

給与収入以外の所得がある場合は、下表の年間合計所得金額(B)で判断してください。

世帯内で2人以上に所得がある場合は、全員の所得金額を合計して下表の年間合計所得金額(B)で判断してください。